

磐梯町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 磐梯町

事 業 名 : 林業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	布藤処理区：平成9年度（23年） 法正尻処理区：平成9年度（23年） 長峯処理区：平成11年度（21年） 磨上処理区：平成13年度（19年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 令和6年4月1日法適用予定
処理区域内人口密度	18.8人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	4処理区(布藤処理区、法正尻処理区、長峯処理区、磨上処理区)		
処 理 場 数	4処理場(布藤地区林業集落排水処理施設、法正尻地区林業集落排水処理施設、 長峯地区林業集落排水処理施設、磨上地区林業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本水量 10m ³ まで 1,540円 従量料金 10m ³ を超え20m ³ まで 1m ³ につき 159円 50m ³ を超え100m ³ まで 1m ³ につき 181円 20m ³ を超え30m ³ まで 1m ³ につき 165円 100m ³ を超え500m ³ まで 1m ³ につき 203円 30m ³ を超え50m ³ まで 1m ³ につき 170円 500m ³ を超える分 1m ³ につき 242円				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,072 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	6,034 円
	平成30年度	3,072 円		平成30年度	6,192 円
	令和元年度(10月以降)	3,072(3,130) 円		令和元年度	5,760 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課上下水道係に所属する職員は、令和2年度現在3人で、公共下水道・農業集落排水事業・林業集落排水事業・個別生活排水事業・七ツ森地区下水道事業・水道事業に兼務してあたっています。
事業運営組織	建設課 上下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設・マンホールポンプ場について維持管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	取組みなし
	ウ PPP・PFI	取組みなし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	取組みなし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	取組みなし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度に策定・公表した、平成30年度の経営比較分析表を添付しています。

2. 経営の基本方針

町民の生活環境衛生の充実を図るとともに、林業集落排水水域の水質保全・自然環境保持のため、整備区域内における利用促進と施設の適切な維持管理に努めます。
また、経営環境の変化に適切に対応し、下水道サービスを持続的・安定的に提供するために、経営基盤の強化を図るよう努め、公営企業であるという認識のもと、独立採算を目指し一般会計からの繰入金を抑制するよう努めていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

林業集落排水事業における処理施設について、布藤地区及び法正尻地区は平成9年、長峯地区は平成11年度、磨上地区は平成13年度に供用開始された施設であり、供用開始後20年から24年経過しており、修繕費等の維持管理費が増高している現状が見受けられることから、本計画では、施設の長寿命化に向けて令和6年度から施設のストックマネジメント事業を行い、計画的に施設の改築更新を実施し、予防保全型の維持管理に努めることとしています。

② 収支計画のうち財源についての説明

収入の主な内容は、収益的収入の料金収入、他会計繰入金及び資本的収入の他会計補助金となります。
料金収入については、水洗化(令和2年3月31日現在98.6%)がほぼ済んでいることから増加は見込めない状況であり、さらには人口減少及び節水機器の拡充等により有収水量の推移としては減少が避けられないものと想定しています。
なお、使用料については、令和6年度・令和11年度に10%引き上げることとしており、一般会計からの繰入金を抑制することとしています。
他会計繰入金については、独立採算の原則に則り、国が示す一般会計からの繰入基準に基づく繰入に加え経営安定化のため基準外繰入を見込んでいます。
施設更新に係る資本的費用については、現時点において国庫補助金を活用できるメニューがないことから、地方債を活用しながら取り組んでいくこととしています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

地方債償還及び支払利息は償還計画に基づき計上しています。地方債残高の減少に伴い、支払い利息が毎年減少していきますが、元利均等償還のため、支払利息減少に伴い地方債償還額は増加していきます。これまでの借入れに伴う償還は令和22年度までとなっていますが、施設改築更新に伴う費用を地方債で賄うことから令和7年度から地方債残高は増加する見込みです。
動力費について、令和2年度から電力会社を変更し動力費の削減に努めていますが、物価上昇分を見込んでいます。
委託費について、令和元年の決算を基に労務単価の増額を考慮し、令和5年度と令和9年度にそれぞれ1%上昇することで算出しています。
その他の経費について、令和元年度の決算及び令和2年度の決算見込みを基に、その後も継続する方向で算出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	長峯地区の処理場を中継ポンプ場に改築することにより公共下水道に接続できないか、ストックマネジメント事業で策定する改築更新計画策定時に検討していきます。
投資の平準化に関する事項	施設の改築更新については、ストックマネジメント事業で策定する改築更新計画に基づき計画的に行うことで投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後も一般会計からの繰入金に依存した経営とならざるを得ないと想定されることから、使用料の見直しを令和6年度及び令和11年度に行なう予定としています。以後も3年から5年程度を目安に使用料の見直しを行い繰入金の抑制に努めていきます。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	使用料の収納率向上に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	施設改築更新時に所要電力の小さい高効率の機器に更新することを検討していきます。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	計画的に改築更新を進めることで突発的な修繕費用を抑えていきます。
委託費に関する事項	公共下水道・農業集落排水事業・セツ森地区下水道事業との包括的な維持管理委託について検討していきます。
その他の取組	令和6年度の公営企業法の適用に向けて計画的に準備を進めていきます。また、法適化に伴い下水道事業会計の一本化について検討していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本計画は、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:検証、Action:見直し)を活用し、計画の実施状況の進捗管理を毎年行うとともに、地方公営企業法適用後の令和7年度(5年後)を目的に本計画の見直しを行います。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
		前年度	本年度												
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	8,248	8,145	8,092	8,061	8,032	8,281	8,249	8,215	8,191	8,163	4,977	5,217		
	(1) 営 業 収 益 (B)	3,017	2,914	2,861	2,831	2,802	3,050	3,018	2,985	2,954	2,923	3,196	3,139		
	ア 料 金 収 入	3,017	2,914	2,861	2,831	2,802	3,050	3,018	2,985	2,954	2,923	3,196	3,139		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	5,231	5,231	5,231	5,230	5,230	5,231	5,231	5,230	5,230	5,237	5,240	1,781	2,078	
	ア 他 会 計 繰 入 金	5,231	5,231	5,231	5,230	5,230	5,231	5,231	5,230	5,230	5,237	5,240	1,781	2,078	
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	7,917	6,838	7,496	6,524	7,184	6,202	6,827	5,841	5,736	5,746	5,723	5,709		
	(1) 営 業 費 用	6,291	5,420	6,226	5,432	6,275	5,481	6,287	5,493	5,538	5,544	5,550	5,556		
	ア 職 員 給 与 費														
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	6,291	5,420	6,226	5,432	6,275	5,481	6,287	5,493	5,538	5,544	5,550	5,556		
	(2) 営 業 外 費 用	1,626	1,418	1,270	1,092	909	721	540	348	198	202	173	153		
ア 支 払 利 息	1,586	1,415	1,240	1,062	879	691	510	318	168	172	143	123			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	40	3	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	331	1,307	596	1,537	848	2,079	1,422	2,374	2,455	2,417	△ 746	△ 492			
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	6,801	5,995	6,881	6,119	6,991	9,947	7,797	12,042	6,346	6,874	8,269	2,290		
	(1) 地 方 債 債						4,000	800	6,000	6,000	6,000	5,000			
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	6,801	5,995	6,881	6,119	6,991	5,947	6,997	6,042	346	874	3,269	2,290		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	7,132	7,302	7,477	7,656	7,839	12,026	9,219	14,416	8,801	9,291	7,523	1,798		
	(1) 建 設 改 良 費						4,000	1,000	6,000	6,000	6,000	5,000			
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	7,132	7,302	7,477	7,656	7,839	8,026	8,219	8,416	2,801	3,291	2,523	1,798		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 331	△ 1,307	△ 596	△ 1,537	△ 848	△ 2,079	△ 1,422	△ 2,374	△ 2,455	△ 2,417	746	492			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)															
積 立 金 (K)															
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)															
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)															
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)															
実 質 収 支 黒 字 (P)															
(N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	3,017	2,914	2,861	2,831	2,802	3,050	3,018	2,985	2,954	2,923	3,196	3,139			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)															
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	63,454	56,152	48,675	41,019	33,180	25,154	20,935	13,319	16,517	19,226	22,703	25,905			

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分		年 度		前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
		前年度	本年度												
収益的収支分		5,231	5,231	5,231	5,230	5,230	5,231	5,231	5,230	5,237	5,240	1,781	2,078		
	うち基準内繰入金	5,231	5,231	5,231	5,230	5,230	5,231	5,231	5,230	5,237	5,240	1,781	2,078		
資本的収支分		6,801	5,995	6,881	6,119	6,991	5,947	6,997	6,042	346	874	3,269	2,290		
	うち基準内繰入金							200							
	うち基準外繰入金	6,801	5,995	6,881	6,119	6,991	5,947	6,797	6,042	346	874	3,269	2,290		
合 計		12,032	11,226	12,112	11,349	12,221	11,178	12,228	11,272	5,583	6,114	5,050	4,368		

経営比較分析表（平成30年度決算）

福島県 磐梯町

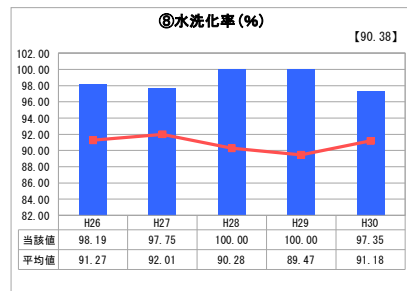
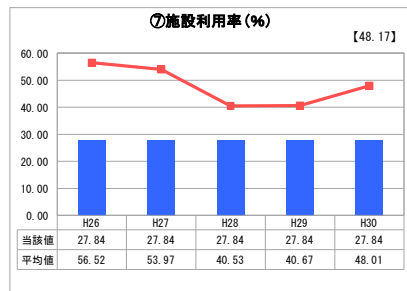
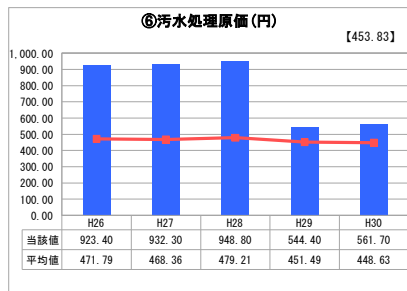
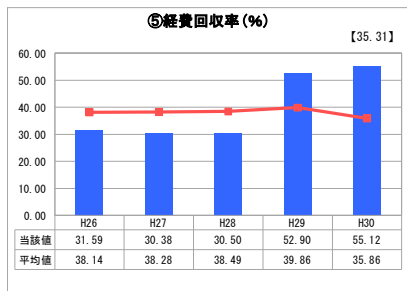
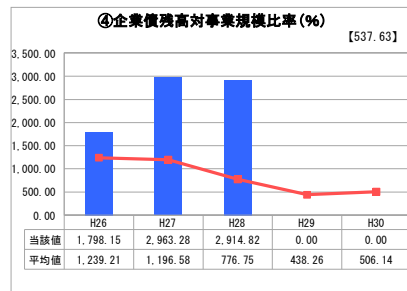
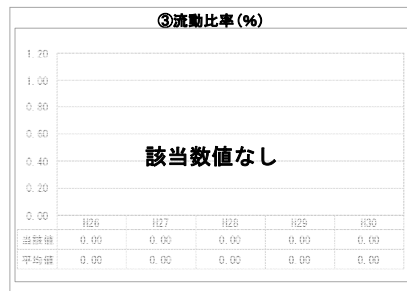
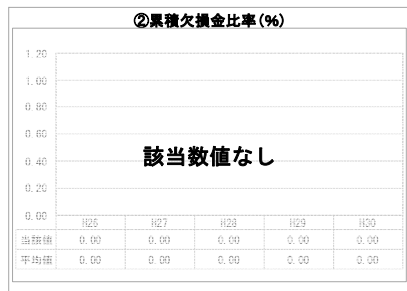
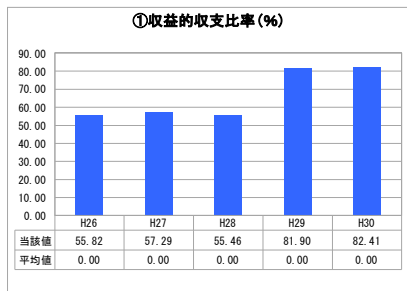
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	林業集落排水	G2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり敷産料金(円)
-	該当数値なし	6.48	100.00	3,072

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,502	59.77	58.59
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
226	0.12	1,883.33

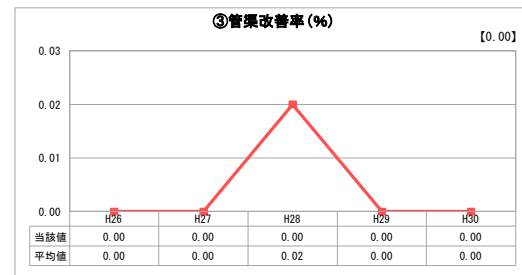
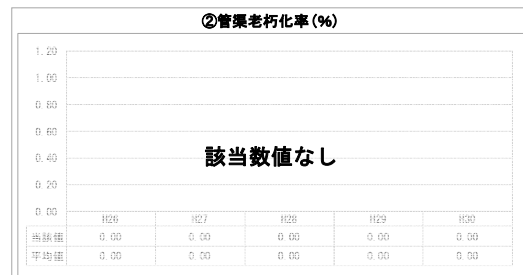
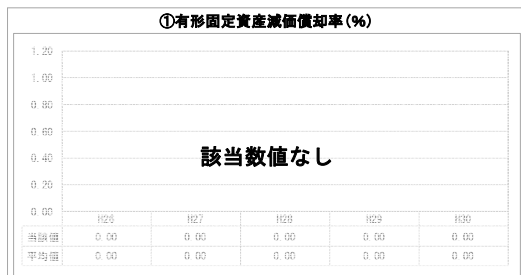
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

林業集落排水は、林業集落の生活環境を改善し、安全・安心な生活を確保するうえで必要不可欠な基盤施設であるとともに、水環境の保全、水循環を資源の再利用を踏まえた循環型社会に貢献する役割を担っています。

また、林業集落排水事業が担う役割が益々多様化していく中で、より一層の効果的で健全なる運営が求められています。

今後は、維持管理コストの削減及び料金の見直しなどに重点を置き経営基盤の強化を進めていかなければなりません。

2. 老朽化の状況について

供用開始から20年以上を経過しており、管路については老朽化はほぼ見受けられないものの、処理施設については機械・電気設備等が経年劣化による不具合が生じている状況である。老朽化への対応は極めて重要であることから、現在の処理施設の状況を把握し、機能診断調査等を実施していく必要がある。

また、通常の維持管理をより適正に実施することにより、維持管理費の削減を図り、将来的な補修・改修を計画的に実施していく必要がある。

全体総括

林業集落排水は磐梯町の特別会計により運営されています。運営については、利用者からの使用料収入によって行い、一般会計からの安易な繰り入れはつづまなければなりません。一般会計からの多額の繰入金による経営は、独立採算性の原則に反しており、見直す必要があります。

今後はコストの削減・維持管理にあたっての包括民間委託、組織の簡素合理化を図る必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。